第4期介護保険事業(支援)計画における 療養病床から老人保健施設等への転換分の取扱い

医療療養病床からの転換分

転換が本格化する第4期介護保険事業 (支援)計画 (平成21~23年度) の策定に当たり、医療療養病床から老人保健施設等への転換分については、一般の老人保健施設等とは別のサービス類型として一体的に取扱うこととし、年度ごとのサービス量は見込みますが、必要定員総数は設定しないものとします。

この結果、必要定員総数の超過を理由とする指定拒否等は生じないことになります。

介護療養型医療施設等からの転換分

介護療養型医療施設から老人保健施設等への転換分については、当該転換分を含めて、施設種別ごと、年度ごとの必要定員総数を定めます。 その際に、転換分以外の老人保健施設等の必要定員総数を、別途「非転換分必要定員総数」として第4期計画上明記し、非転換分(一般病床・精神病床(認知症疾患療養病棟を除く)からの転換分を含む。)の指定拒否等については、この数値を基準として判断します。

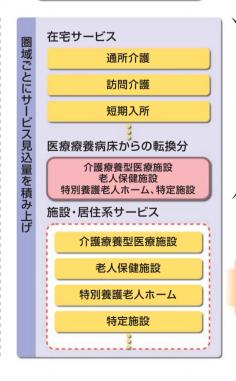
一方で、介護療養型医療施設からの転換分については、同じ介護保険財源の中での種別変更であるため、必要定員総数の超過を理由とする指定拒否等は行わないものとします。

介護保険事業計画 (市町村)



介護保険事業支援計画 (都道府県)





必要定員総数は設定しない

転換分・非転換分に分けて 必要定員総数を設定する。

